

一揆の觀念

本庄榮治郎

本誌第七卷第四號に於て瀧本博士は百姓一揆と題する論說を掲げ徳川時代に於ける一揆の起因性質形式事例等を明かにせられたるが、余も亦その驢尾に付して同時代に於ける米騒動の事實を列擧したるに因み茲に一揆の觀念について聊か説明を加へ前稿に對する補正をなさんと欲す。

凡そ一揆なる語は孟子に「先聖後聖其揆一也」とある如く元來は其揆を一にするの意味にしてこれより一味同心して黨を結ふことをいひし也。例へば吾妻鏡(國書刊行會吉川本)治承四年(1130)九月三十日の條に「新田大炊助源義重入道(法名上西)臨東國未一揆之時、以故陸奥守嫡孫、挾自立志之間」云々同しく元暦二年(1185)正月六日の條に「參河守範賴、去年十一月十四日飛脚、今日參着、兵糧闕乏間、軍士等不一揆各戀本國、過半者欲逃歸」云々といひ、百鍊抄(國史大系第一四卷)嘉禎元年(1235)八月五日乙未の條に「隆承法印爲御使

登山 仰合子細之間、衆徒一揆、諸堂開戸、神輿
自山上歸座本社」云々といひ、又庭訓往來繪抄
〔木版本〕に「内戚外戚之一族、令一揆者也」と
あるか如きは是れにして、必ずしも武士か黨を立
づることのみに限らず其他の場合に於ても一致
團結することを廣く「一揆す」といひし也。

然るにその後この用法より轉じて一揆なる語
を名詞に用ひて一味同心せる團體そのものを指
すのみならず、又狭く兵器を擁したるもの、團
體についてこの語を用ふることゝなれり。その
例太平記に多し。尤、太平記にも一揆なる語を
舊來の如く動詞に用ひて「これも五手に一揆し
て四方六里に控へたり」(圖書刊行會神田本)といふ
例もあれど多くは名詞に用ひて武士の團體をい
ひし也。例へは太平記二十六住吉合戦事の條に
「十一月二十三日(貞和三年)に軍評定あつて同二十五日山名
いづの守時氏細河隆興守顯氏を阿大將にて六千よきを住吉天王
寺へさしくださる、顯氏は去九月のかせん(合戦)に楠帶刀左衛
門正行に打まけ天下の入口にむちぬる事生涯の耻辱なりと思は
れければ、四國の兵共をめしあつめて、今度のかせん又さきの
ごとくしてかへりなげ萬人の鬪弄たるへし相構へて面々に身命

をかるくして巳前の耻をすゝがるべしと衆をいまめ氣をげま
されければ、坂東坂西藤橘件の者共五百きつゝ一揆を結て大旗
小はた、下渡りはた、三ながれたて、三手にわけ、一足もひか
か打死すべしと神水のみでぞ打立けることなきを(隨々實
に思切つたる體かなさまづすよしくぞ見えたりける)〔同上四
〕とあるか如きこれ也。

然るに又更にこの一揆の上に種々の名詞を附
加して特定武士の團體を指すものとなしたり、
例へは太平記卷二十六四條合戦事の條に「師直も
翌日三日(貞和四年)の朝八幡をたつ 六萬よき四條につく、
此まゝにやかてあひちかづくべけれ共、楠、定めて難所を當て
そ相まつらん、よせてはあしかるべし、よせられて便り有へし
さて三軍五所に分れ鳥雲の陣を成て陰にまうけ陽にそなふ、
白はた一揆の衆には縣下野守をばた頭として其勢五千よき飯盛
山に打上つて南尾崎にひかへたり、大はた一揆の衆には河津高
橋二人を旗頭として其勢三千よき秋しの秋篠や、と山外山
の峰に打上つて東の尾崎にひかへたり(中略)。去程に正月五日
の早且にまづ四條中納言隆資卿大將として、いつみ(和泉)さい
(紀伊)のくにの野ぶし二萬よ人引具して色々のはたか手々にさ
しあげ飯盛山には向ひあふ、是は大はた小はた兩一揆をふもと
へれろさで楠を四條なわてへよせさせんか爲の謀也(中略)小は
た一揆の衆は始より四條中納言隆資卿の僞つてひかへたる見せ
勢に對揚して飯盛山に打あかつて」云々(同上、四四)
(七、八頁)

とありてその白旗一揆といひ、大旗一揆といひ小旗一揆といへるは皆ある特定の團體の稱呼たりしに外ならざる也。太平記には右の外赤旗一揆、中白一揆、赤印一揆、赤一揆、黃旗一揆、黃一揆、平一揆、扇一揆、鈴付一揆、弓一揆、鉞形一揆、母衣一揆、花一揆、桔梗一揆、三吉一揆、河津一揆、高橋一揆、鷹角一揆、御所一揆、桐一揆、蠅拂一揆等種々の名稱散見し、その他の諸書にも又種々の名稱あり、永享記(改定史籍集 慶十二册)に上州一揆、武州一揆、武州本一揆、武州北一揆等の名稱あるが如きその一斑なり。要するにこれ等の名稱は或は團體の性質により或は黨人の種族により、或は旗幟の模様、甲冑その他武具の目印により附したるものに外ならず。

以上之を要するに一揆は(イ)その始め廣く一味同心して團結することをいひ(ロ)後、轉して兵器を擁して一味同心せる團體そのものを指し(ハ)更に他の詞と連絡せしめて特定の武士の團體のみを指稱すべき名詞となすに至りしもの也

而して以上説く所の團體なるものは一定の中心勢力者の下に糾合せられたるものにして組織ある團體と認むべく、決して烏合の衆に非りしは明か也。

この武士の組織ある團體としての一揆は南北朝より室町時代の初めに亘りて最も盛大を極めしが、室町時代全體を通して盛に行はれたる所のものは所謂土一揆なり。土一揆とは土民の蜂起したる一揆の謂にして、もとより武士が兵器を擁して起てる團體たる一揆とは大にその性質を異にし、その目的も領土擴張、政權爭奪等に存せずして、土民か凶作天災等の窮迫のために又は積日の不平を晴らさんかために、右の如き機會に乗じて騷擾し、酒戶土倉社寺等を襲ひ、富家に闖入して財物を掠奪破壊する等の暴舉に出で、群盜亦之に加はりて喧嘩を極め、或は諸國武士の志を天下に得ざるもの暴徒と結託して爭亂を醸せしものにして、烏合の衆が所在に蜂起して暴動せるもの、外、多少秩序的に行はれたるものもありし也。

1) 尙、古事類苑兵事部 125頁以下参照

此土一揆は窮迫せる土民が徳政令の發布を強要せる場合多きを以て徳政一揆と稱することあり。元來徳政なるものは凶歳に當りて田租調庸を免し、天變地異凶事に際して仁政を施し大赦を行ふ等天下を救恤するの仁政なりし也。然るに鎌倉時代の中葉より徳政の言葉を以て沽却の田畑及質物等すへて價を賠償せすして舊主に返付するの義となり、更に足利時代に至りては賣買貸借等一切の債權債務を消滅せしむるの義となれり。尤、時代により地方によりて徳政の效力の及ふべき範圍必すしも一ならざるが、その實行の最甚しかりしは足利氏殊に嘉吉、應仁、永正、天文、天正の間に於て、中にも將軍義政の時の如きは一代の間に十三回も徳政令を發したりと傳へらる。かくてその始め仁政なりし徳政は今や暴政と變し、社會の秩序を紊亂すること甚しく、幕府及諸士は之れによりてその窮乏を救ひ得たることありしならんも、一方には富者は爲に貯蓄心を失ひ、亂民は暴戻をのみ事とし正業に就くを好まず、苛税に惱める土民は一

揆を起して徳政令の發布を強請し、幕府は兵力微弱にして之を防遏する能はず、幕吏亦之れを利益とする點多かりしを以て、遂に之れか發令を見たる場合も少からざりし也。而してこれ等の一揆暴動は單に洛中洛外のみならず、諸國にも傳播しこの時代の通弊となりたるが、幕府は一揆の起る度毎に之を鎮壓するのみにして之れを根絶すへき政策に出でざりし也。之を土一揆といふは土民の蜂起せる一揆なるを以てなり又これを徳政一揆といふは徳政と號して一揆を企て又は之を強要する暴動なるを以てなり。されは土一揆も徳政一揆もその實に於ては一なること多し。然るに大日本國語辭典(上田萬年共著 松井簡尚)三卷には土一揆を以て「百姓一揆に同じ」と解説し、徳政一揆を以て「室町時代幕府に迫まりて徳政を行はしめんとして一揆を起し、又は徳政を實行すと稱して暴民四方に肆行し借書などを破棄し掠奪を恣にせること」と爲し、兩者を以て全然別物の如く説けるは余輩その意を解するに苦む所也。

(2) 尙、古事類苑、政治部四、813、823-826頁
室町時代史(增訂大日本時代史)150頁以下、269頁以下、401頁以下

次にこの一揆か酒戸土倉寺院等を襲ひて破壊掠奪を行ふを常とせしは如何なる理由によるやといふに、室町時代に於ては、幕府はその財政頗る困難なるものありしにかゝらず、驕奢甚しく爲めに府庫常に窮乏を訴へ、屢々京師に棟別錢を課し、諸國に段錢を徴し、又當時著大の利益を占めたる土倉(質屋)及び酒戸に對しては特に重税を課し、以て僅にその用を充たすの有様なりしが、貧窮なる公家武家其他一般の土民も亦土倉に就きて融通を依頼すること甚だ多く而も酒戸土倉等は尙その間に暴利を貪るを常としたるを以て、彼等に對する重税は勢ひ質物に對する利率若くは物價の昂騰となり、下層民に對する壓迫は自ら大とならざるを得ず、負債典質は積り々々返辨に窘み、酒戸土倉に對する怨恨不平の聲、市井に滿つるに至れり。加之當時における一般社會の不安なる状態は商工業者をして盤固なる團結を作り、且有力なる本所を戴きてその餘威を藉りて外部よりの迫害に備へしむるに至れり。かの酒麴商か北野神社をその

本所とし、土倉か延曆寺を本所とせるはその一例にして、彼等は或は北野神人として、或は日吉の神人として威を振ひ、爲めに土民の反感を買ひしか如きことなきに非る也。酒戸土倉の外當時に於ては寺院の如きも亦同しく金融機關としての作用を有し、又奸商かその私利を計るに汲々たりしこと勿論にして、これ等の四者は當時下層階級の者の不平を勃發し、怨聲の中心となりしが、幕府は酒戸に對して重税を課し又苛重なる倉役(土倉税)を得るために土倉を保護せるものなれば、幕府に倚りてその不平を散すへき手段をとることを得ず、彼等は訴ふるに所なき状態にして、遂に暴力を以て之に報ゆるに至りこゝに徳政一揆の爆發となりしものにして、これ酒戸土倉寺院富者等か常に一揆の標的物となり、多大の損害を蒙るに至りし所以也。²⁾

今土一揆若くは徳政一揆に關する二三の事例を示さんに、滿濟准后日記によれば既に正長元年(1258)九月十八日の條に「今曉當所(龜淵)地下人等號、徳政、蜂起、方々借書等悉賣出燒云々凡徳政事自江洲沙汰出也。八月以來事欺以外次

2) 三浦博士、戰國時代の法制(戰國時代史論)271頁以下
 藤岡平出両氏共著、日本風俗史、中論、64頁以下
 中村學士、戰國時代の皇室(歴史と地理二の二)

第也」云々といひ、歴史徴三十六にも同年八月頃より京都江洲
 五畿内に徳政一揆の行はれたることを説けるが、降て嘉吉元年
 (一五七)九月六日には「今夜土一揆橋筋洛中洛外堂舎佛閣、不被
 行徳政者可焼拂之由訴訟之」(建内記)とありこれ即ち窮民の徳
 政令發布を強訴せる一例なり。文安四年(一五五)七月徳政亂洛中
 に起りて暴動を恣にし(東寺執行日記)寶徳三年(一五三)には京都
 奈良共に一揆を起せるが(備前記康常記)幕府は遂に徳政條目を
 定め神物即ち伊勢及熊野日吉社の講錢、永領地、永代賣、寄進
 地、伺常錢は徳政に由り收動あるへからず、徳政札建てらるゝ時
 は下知狀を帶ふる地、本物返の地、同屋、年紀沾却地、質券地
 借書等は速に本主に返すへし、諸借錢は十分一を償還する時は
 償務を免るへしと爲す(集古文書)。而も土寇一揆は益甚しく、
 條目の如き又空文たるを免れず。康正二年(一五三)には坂本の土
 民一揆あり(師卿記)長祿三年(一五五)十一月九日には群民會聚於
 城西、鳴鐘考鼓、求有徳政之令、幕府その巨魁を誅せしめしが
 寛正四年(一七五)米穀稔らず、卒餓道に望む、このときに當り下
 民益暴動す、同年十月二十一日の記事に曰く「徳政之盜復起、
 自城外鼓噪而攻洛、官兵禦之、二十二日邊鳴鐘伐鼓、爲徳政之
 聚道路不通、南估咸止、天下爲之憂云々」(以上、碧山日録)又
 曰く「九月二十一日就中土一揆亂入京中而土賊其外家々に令亂
 入、雜物取了剩放火三十餘町焼失、云々、仍被仰付諸大名、被捕
 之所大名之内者又號土一揆引渡者、所々に令亂入、以外次第希
 代事也」(大乗院寺社雜事記)を以て當時の状況を見らへし、其
 他文正、文明、延徳、明應、天文、永祿等に亘りてその例甚た

雜 錄 一揆の觀念

多し、今一々擧げず。

尙この外、一向宗の僧侶等が布教の手段とし
 て武力を用ひ各地其徒の争亂をなせるもの多く
 世に之を一向一揆と稱し、北陸地方に於ては勢
 力頗る強大なりき。而してこの一揆に對抗せる
 ものに法華宗の一揆あり。要するに此等の一揆
 は宗門の徒黨にして而も世の亂に乗して兵を蓄
 へ、又所在の群雄もこれ等の宗門徒黨の兵をか
 り、これと結びて政争をなせしものにしてその
 性質は宗教の問題と政争と相合體せる一の争亂
 ともいふべきもの也。

事情かくの如くなるを以て一揆の性質も土一
 揆、一向一揆に至りて大に異なるものあるに至り
 しことを知るべく、殊に土一揆の中には、最早
 や秩序なく、訓練なく、武器なき暴動に過ぎざる
 ものあり。されは一揆を以て一般に「兵器を取
 りて蜂起せる徒黨」なりと定義するは(國史大辭
 典一八五頁)
 單に徳川時代以前の事柄に付て考ふるも猶誤謬
 に導くものといはざる可らず。

更に徳川時代に至りては如何といふに、武力

3) 尙、古事類苑、政治部四、813、823-826頁
 室町時代史(増訂大日本時代史)150頁以下、269頁以下、401頁以下

を擁して土地を侵略し、内亂とも見るべき比較的大規模の擾亂に對しても一揆なる語を用ひたることあり。例へば島原一揆といふか如き是れにして、徳川實記にも「天主教を奉ずるもの一揆をくはだて」云々(二編、四六、五頁以下)といへり。然れども十中八九は農民が領主又は代官に對して反抗し、牒旗を押し立て竹槍蓑笠の裝を爲して暴動せる所謂百姓一揆をいへるものにして、兵器を擁せる徒黨にあらざるは明か也。徳川時代の中世以降に於て頻發せる米騒動については、特に「打毀ウチコソし」と稱するを常とし、米一揆なる熟語は多く用ゐられさりしもの、如し。然るにも拘らず、余が嘗て米一揆なる語を用ひたるは、それが百姓一揆と大差なき形式を有する暴動なること且つは今人の耳朶に入り易きを思ひ、又群書索引(第一册二〇七頁)には天明七年江戸の打毀ウチコソにつきて「天明の江戸の一揆」なる語を用ひられたるを參酌せるに過ぎず。讀者の誤解を惹かんことを思ひ、茲に一言附加せる所以也、尙徳川時代の百姓一揆についても數言を附加せんと欲する點あれ

どもそは稿を改めて之を述ふることをすべし。

(七、一一、二〇)